

第8回教育委員会会議

令和6年5月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第62号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園の臨時的任用職員

2 改正の趣旨及び理由

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、災害ボランティアの受入れが開始されており、今後も継続的な支援が求められているとともに、この間複数の災害が発生していることから、ボランティア活動の必要性が認識されているところである。

そこで、職員がボランティア活動に参加しやすい環境を整え、その活動を支援していくことを目的とするとともに、国、他都市との均衡を踏まえ、これまで職務免除(無給)としての取扱いであった上記活動について、特別休暇(有給)を取得できるものとする。

3 改正内容

4月1日から翌年3月31日までの間、5日を超えない範囲内で必要と認められる期間において、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合、特別休暇を取得できるものとする。

4 施行期日

令和6年6月1日

議案第62号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年大阪市教育局規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)～(6の2) 略] <u>(6の3) 臨時的任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 任用の期間 6月につき2日を超えない範囲内で必要と認める期間</u> [(7)～(17) 略] 2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項第6号の3、第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。</u>	(特別休暇) 第8条 [同左] [(1)～(6の2) 同左] [新設] [(7)～(17) 同左] 2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。</u>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

【参考】

(対象となる活動)

- ・ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動又はこれに準ずるもので特に必要と認められる活動
- ・ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に掲げる施設における活動
- ・ 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(その他)

- ・ 規則改正に伴い、現行の職務に専念する義務の特例に係る取扱い(職務免除取扱要綱)のうち「ボランティア職免」は廃止する。
- ・ 対象活動、日数は、これまでの職務に専念する義務の特例に係る取扱いと同様とする。
- ・ 会計年度任用職員については、現行の取扱いのままとする。